

携帯型デジタルトランシーバー

安心の本体
3年保証

VXD1

デジタル
30ch簡単な
登録申請で
使用できる

お使いの特定小電力で飛距離が物足りない方へ…



デジタル簡易無線(1W登録局)はいかがでしょうか!?

【特定小電力と比較してのVXD1メリット】

①送信出力が特小の100倍 (特小: 10mW、VXD1: 1,000mW)

⇒通信距離が約2~3倍に拡大

[市街地での目安 特小: 約200~300m、VXD1: 約0.5~1Km]

②約186gと特小と同程度のサイズ

③デジタルでクリアな音質・500mWの大音量



全部入って

標準価格 ¥39,800(税別)

オールインワン
パッケージ

VXD1パッケージ構成内容

- VXD1本体
- リチウムイオン電池パック(BT7X)
- シングルユニット急速充電器(CD-63)
- ACアダプタ(PA-57)
- アンテナ(ATU-12J)
- ベルトクリップ
- 取扱説明書
- 登録申請書一式
- 登録申請の手引き
- 保証書



優れた防塵・防水性能IP67



microUSB充電端子搭載

市販のUSBケーブルで
充電が可能です。※当無線機の運用には総務省総合通信局への登録申請が必要です。
(登録費用…収入印紙代¥2,900円)

※登録人様に対し電波利用料の請求があります。(1台年間¥450円)

※登録の有効期限は5年間です。

お問い合わせは

デモ機の用意もございます。一度お試し下さい!

参考：登録申請手続きフロー図 －包括登録申請（2台以上）－

申請手続きを開始する前に、以下の4点をご用意下さい。

- A 無線局登録申請書
- B 収入印紙（2,900円分）
- C 開設届
- D 封筒2枚（長3サイズ以上）
 - ①登録申請書送付用 ②登録状返信用（切手貼付済）

登録申請書に必要事項を記入し、申請を行う。

申請書は、購入者の本社がある管轄区域の各総合通信局宛に送付する。

「〇〇総合通信局 御中

デジタル簡易無線局の登録申請担当者」と封書に記載。

申請書の記入内容の不備、及び審査上問題が無い場合
約**15日ほど**で登録状が総合通信局より届く。

登録状が届いたら申請手続き完了⇒運用開始

運用開始から**15日以内**に、**開設届**を提出する。

※開設届は、購入者（常置場所）の管轄区域の
各総合通信局宛に送付する。

総合通信局より「納入告知書」が届くので、
1局あたり450円/年の電波利用料の納付を行う。

－無線局の有効期間（5年間）満了時の手続き－

- ・引き続き運用する場合、再登録申請を行う。
（手続きは有効期限満了前1～3ヶ月以内に実施すること）
- ・運用を取りやめる場合、廃止届を提出する。